

熊谷スポーツ文化公園/ 利用料金表(平成 24 年 4 月 1 日現在)

◇ 陸上競技場 () 内は学生(小学生・中学生・高校生)

区分	終日(6:00~21:30) ただし、補助競技場・投てき場については6:00~17:00 1時間あたりの金額 単位:円		摘 要
メイン競技場	5,500	(2,750)	・夜間の照明代1時間につき 全 灯 10,000円 2 / 3点灯 7,400円 1 / 3点灯 3,900円 1 / 4点灯 2,800円 ・県外在住者は左の額に1.5を乗じる(メイン競技場・補助競技場・投てき場のみ) ・放送施設等の利用料金は下表のとおり
補助競技場	1,700	(850)	
投てき場	740	(370)	
第一集会室	1,500	(750)	
第二集会室	1,200	(600)	
第三集会室	1,200	(600)	
第四集会室	1,300	(650)	
トレーニング室1・2	1,000	(500)	
トレーニング機器室	1,000	(500)	
ディレクター室	1,000	(500)	
VIP室	1,000	(500)	
雨天練習場	1,000	(500)	

<放送施設等利用料金> () 内は学生(小学生・中学生・高校生) 単位:円

区 分	半日	1日	早朝・夜間の1時間
放送施設	2,800(1,400)	5,600(2,800)	1時間当たり 700(350)
電光掲示板	4,000(2,000)	8,000(4,000)	1時間当たり 1,000(500)

◇ 彩の国くまがやドーム () 内は学生(小学生・中学生・高校生)

区分	終日 6:00~21:30 1時間あたりの金額 単位:円		摘 要
多目的運動場	全 面	<平日昼間> 5,600 <平日昼間> (2,800) <土・日・祝日・夜間> 11,200 <土・日・祝日・夜間> (8,400)	・夜間は18:30~21:30とする。 ・県外在住者は左の額に1.5を乗じる。 ・照明代は下表のとおり
	1/4面	<平日昼間> 1,400 <平日昼間> (700) <土・日・祝日・夜間> 2,800 <土・日・祝日・夜間> (2,100)	
	フットサル(1コート)	<平日昼間> 1,800 <平日昼間> (900) <土・日・祝日・夜間> 2,800 <土・日・祝日・夜間> (2,100)	
	テニス	テニスコートとして使用する場合 コート1面ごと1時間につき1,000円(照明代込み) 学生 500円(照明代込み)	
体育館	全 面	5,860 (2,930)	・土、日、祝日、夜間の多目的運動場面貸し及びフットサルコートには、ネットなど用具・備品代を含んでいます。
	1/3面	1,950 (970)	
練習室	3,000 (1,500)		
競技打合せ室 控 室	400 (200)		

<照明代>		1時間あたりの金額 単位:円	摘 要
多目的運動場	全 面	全灯	2,700 7501x
		一般	1,200 3001x
	1/4面	800	
体育館	全 面	全灯	1,800 公式試合 1,5001x
		一般	950 練習 7501x
	1/3面	600	

＜その他備品等利用料金＞

区 分	半日(円)	1日(円)	1回(円)
拡声器一式	1,800	3,600	
ロッカー			100

区 分	1人(円)	20人以上50人未満(円)	50人以上100人未満(円)	100人以上(円)
シャワー	200	4,000	10,000	20,000

◇ ラグビー場・ソフトボール場 () 内は学生(小学生・中学生・高校生)

区分	終 日 8:30～17:00 (Cグラウンド 8:30～21:30、ソフトボール場は 6:00～17:00) 1時間あたりの金額 単位：円		摘 要
Aグラウンド	1,400	(700)	・県外在住者は左の額に1.5を乗じる。(集会室・浴室は除く) ・放送施設等の利用料金は下表のとおり
B・Cグラウンド	1,000	(500)	
第一・第三集会室	1,500	(750)	
第二集会室	700	(350)	
第一・第二浴室	1日 4,500円(2,250円)		
ソフトボール場	800	(400)	

＜放送施設等利用料金＞ () 内は学生(小学生・中学生・高校生) 単位：円

区 分	半日	1日	早朝・夜間の1時間
放送施設	2,400(1,200)	4,800(2,400)	1時間当たり 600(300)
電光掲示板	2,400(1,200)	4,800(2,400)	1時間当たり 600(300)

◇ グラウンド・ゴルフ場 () 内は学生(小学生・中学生・高校生)

区分	終 日 8:30～17:00 1時間あたりの金額 単位：円		摘 要
A(東)面またはB(西)面	500	(250)	・県外在住者は左の額に1.5を乗じる。

◇ 公園内行為許可料金

行為名	貸出区分	料金(単位:円)	摘 要
物品の販売、興行その他の営業行為	1㎡あたり1時間	3	・県外在住者は左の額に1.5を乗じる。
写真の撮影	1件あたり1時間	2,000	
映画等の撮影	1件あたり1時間	6,000	
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する行為	1㎡あたり1時間	2	
●東第1多目的広場(競技会及びこれに類する行為の場合)	A面・B面あたり各1時間	740	
●東第2多目的広場(競技会及びこれに類する行為の場合)	1面あたり1時間	1,000	
●東第3多目的広場(競技会及びこれに類する行為の場合)	1面あたり1時間	1,000	
●東第4多目的広場(競技会及びこれに類する行為の場合)	1面あたり1時間	1,000	
●西第1多目的広場(競技会及びこれに類する行為の場合)	A面・B面あたり各1時間	740	
●西第2多目的広場(競技会及びこれに類する行為の場合)	1面あたり1時間	1,000	
広告物の表示	1㎡あたり1時間	500	

＜備考＞

※個人利用の場合は、全員が学生(小学生、中学生、高校生)で申告すると学生料金を適用。ただし大学生は除く。

※利用時間に、準備に関する時間及び利用後に原状回復に要する時間を含むものとする。

※電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、別途実費相当額を徴収するものとする。

※埼玉県都市公園条例第9条第1項第一号及び第四号に掲げる行為をする場合並びに公園施設を利用して入場料又はこれに類するものの徴収をする場合は、表の金額を用いて算出した金額、総収入額の100分の6.0に相当する額又は50,000円のいずれか高い額とする。